

彩の国
埼玉県

資料2

フロン排出抑制法 管理者への立入検査

埼玉県 環境部 大気環境課 規制担当

平成30年3月1日(木) JA共済埼玉ビルディング

目次

1. 管理者への立入検査
2. 立入検査時の確認事項
3. 指導事例・良好事例
4. 点検整備記録簿・定期点検について

1. 管理者への立入検査

立入検査の根拠

フロン排出抑制法

都道府県知事は、**機器の管理者**に対して

報告徴収 (法第91条)

立入検査 (法第92条) することができる。

- 管理者に対し、機器の管理状況が管理者の判断基準に照らして、著しく不十分であるときは、都道府県知事は勧告、公表、命令等の措置を取ることができる。
- 命令に従わない場合には罰則の適用対象となる。(法第17条、18条、104条)

1. 管理者への立入検査

立入検査の実績

- 小売業
- 商業施設
- 公的施設
- 医療機関(病院)
- 食料品製造業
- 製造業
(自動車、電子部品、医薬品等)
- 倉庫業

年度	立入検査・調査件数 (管理者)
平成28年度	19
平成29年度	12 (予定)

今後、管理者への立入検査等を拡充していきます！

2. 立入検査時の確認事項

立入検査時に確認する主な書類

- 機器リスト
- 点検整備記録簿
- 各種証明書
充填証明書・回収証明書・再生証明書・破壊証明書
- 行程管理票 【機器廃棄時】
回収依頼書・委託確認書・引取証明書
(過去3年間に廃棄した場合)
- その他関係書類
(例)簡易点検簿、定期点検結果

確認事項①

機器の設置状況

➤ 適切な設置、適正な使用環境の維持



機器に損傷をもたらすような振動源が周囲に設置しないこと。



機器の周囲に点検・修理のために必要な作業空間を確保すること。



機器周辺の清掃を行うこと。

2. 立入検査時の確認事項

管理者の判断基準（平成26年環境省経済産業省告示第13号）

確認事項②

【機器使用時】

- 点検整備記録簿
- 簡易点検簿
- 定期点検結果
- 充填証明書
- 回収証明書



- 点検整備記録簿は規定された事項が記載されているか？
- 点検を規定の項目・頻度で行っているか？
- 漏えい・故障時の対応状況（修理しないままの充填の原則禁止）

冷媒漏洩点検・整備記録簿(汎用版)		2007年11月11日～2013年8月15日		管理番号	AB0010	補足事項										
施設所有者	(株)スーパードロン	設備製造者	OOO冷凍機(株)													
施設名称	スーパードロン 総店	系統名	A-1	設置年月日	西暦 2007年11月20日											
施設所在地	〒987-8540 OO県経済都市南町1-2-3	TEL	03-8765-1111	分機	03-8765-1112	型式 SA400										
運転管理責任者	伊藤 次郎	TEL	03-8765-1112	使用機器	製番 SN123456	用途 冷凍機(冷)										
冷凍機製造番号	100-0001	OO県OO市OO町1-1-1	TEL	00-0000-0000	出力(kW)											
ABC設備	〒222-0001	OO県OO市OO町2-2-2	TEL	22-2222-2222	合計充てん量	合計回収量										
					80.0	0.0										
					80.0	23.4										
					使用冷媒	初期補充量(kg)										
						20.0										
主要冷媒のGWP値	R11 4750	R12 10900	R22 1430	R134a 1810	R22 77	R245fa 1030	R502 4660	R404A 3920	R407A 2110	R407C 1770	R410A 2090	R410B 2230	R152a 124	R142b 2310		
作業年月日	2007/11/11	2011/10/20	2011/11/18	2011/11/20	2012/10/15	2013/8/15										
作業内容	点検・整備区分	充てん量(kg)	回収量(kg)	点検内容	漏えい・故障の原因	漏えい・故障箇所	修理の内容	点検・修理・回収業者名	技術者氏名	技術者No.	修理理由	修理予定日				
	出荷時初期充てん量	0.0														
	2007/11/11 設置時点検	20.0														
	2011/10/20 定期点検	20.0	15.5													
	2011/11/18 故障呼出し															
	2011/11/20 漏えい修理	20.0	18.0													
	2012/10/15 定期点検															
	2013/8/15 故障呼出し	20.0	19.0													

出典：(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

2. 立入検査時の確認事項

確認事項③

行程管理票 【機器廃棄時】

- 回収依頼書
 - 委託確認書 (委託した場合)
 - 引取証明書
- 全て書面を3年間保存



- ・ 充填回収業者にフロン類を引渡しているか？
- ・ 回収依頼書等を交付しているか、写しを保存しているか？
- ・ 引取証明書の交付を受け、保存しているか？

出典：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構

2. 立入検査時の確認事項

確認事項④

算定漏えい量の算定・報告

- 管理者(事業者)ごとに
1年度分の漏えい量を算定
- 充填証明書・回収証明書から算出

(設置時及び廃棄時は対象外)

算定漏えい量 (t-CO₂)の算定方法

冷媒の種類ごとに

{(充填量kg－回収量kg) × 冷媒の地球温暖化係数GWP}/1,000

算出し、合算する。

2. 立入検査時の確認事項

立入検査の所要時間

➤ ヒアリング

➤ 現地調査
機器の管理状況を確認

➤ 関係書類の確認

おおよそ

60分

～

120分

かかります

機器の大きさや数、書類の整理状況によって必要な時間は変わります。

指導事例①

➤ 点検が行われていない。

簡易点検 ➡ 3か月に1回以上 } 必要
定期点検 ➡ 規定された頻度 }

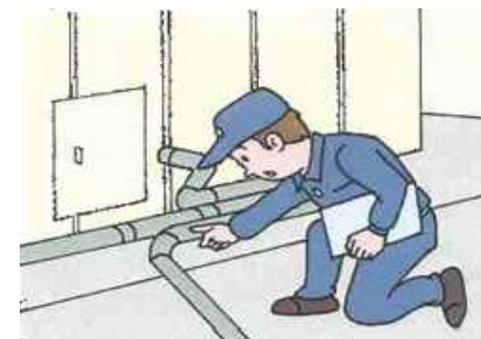
- 機器リストが未作成、点検も実施していない。
- 製造工程に関係する冷凍機のみ点検を実施。
空調機は未実施。

指導事例②

▶ 定期点検が十分な知見を有する者により行われているか不明。

▪ 定期点検の基準に対応することができる知識を有する必要あり。

▶ (例) 冷媒フロン類取扱技術者



指導事例③

➤ 点検整備記録簿の記録・保存がない

- 機器ごとに作成（修理・点検の履歴を残す）
 - 記録すべき事項を全て記載
-
- 機器リストを作成し、簡易・定期点検を実施。
簡易点検簿、定期点検結果もあるが、
機器ごとの点検整備記録簿が未作成。
 - 記録は機器が廃棄されるまで保管するよう指導。

指導事例④

➤ 算定漏えい量を算定していない

・漏えい量を算定するように指導。

(点検整備記録簿の整備時の充填量・回収量から算出)

3. 指導事例・良好事例

良好事例

室内機と室外機の冷媒系統が
容易に分かる施設配置図を掲示。

スーパー内のショーケース(室内機)が、
どの室外機に繋がっているか、
一目で分かる。



故障時にすぐに対応可能。
点検の際にも、間違いが無い。



4. 点検整備記録簿・定期点検について

定期点検

点検の種類	対象機器	圧縮機の電動機 定格出力	点検頻度	点検者
定期点検	エアコン (空調機器)	7.5kW以上 50kW未満	3年に 1回以上	有資格者 (十分な 知見を 有する者)
		50kW以上	1年に 1回以上	
	冷凍・ 冷蔵機器	7.5kW以上	1年に 1回以上	

法施行が平成27年4月
だから

平成30年3月末までに全ての対象機器が
定期点検を実施していなければならない！

ご静聴ありがとうございました

【埼玉県 フロン排出抑制について】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/furon/furon-kaishuu.html>

【環境省 フロン排出抑制法(平成27年4月施行)】

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

【フロン排出抑制法ポータルサイト】

<http://www.env.go.jp/earth/furon/index.html>